

令和7年度 第2回横須賀市行政手続審議会議事録

- ・ 日 時 令和8年1月16日（金）10:30～11:20
- ・ 場 所 横須賀市消防局庁舎4階 災害対策本部室
- ・ 出席委員 出口委員長、小倉委員、糠塚委員、濱野委員、平野委員
- ・ 事務局 総務部総務課 中村課長、福島課長補佐、浦島主査、笹生主任
- ・ 傍聴者 なし

1 開 会

2 議 題

ア 前回議事録の承認について

令和7年度第1回横須賀市行政手続審議会の議事録につき、事務局から事前に送付された案に対して、各委員から特段の意見がなかったため、案のとおり承認された。

イ 令和6年度におけるパブリック・コメント手続の実施情報について

（事務局から、資料1に基づき、令和6年度におけるパブリック・コメント手続の実施状況について報告を行った。）

<質疑応答>

（委員長）この事案について各委員におかれては意見、確認事項、質問等あれば発言いただきたい。

（委員）資料1別紙にて、提出された意見数を確認すると、こどもに関する案件については多くの意見が寄せられている一方、そうでない案件では意見があまり寄せられていない。公表の方法に違いがあったのか。

（事務局）公表の方法は基本的に同じである。あくまで推察だが、関心の高い案件には一定数の意見が寄せられる一方、関心が低い案件では意見が少ないのではないかと考えている。

（委員）都市計画マスタープランの見直しなどは将来に関わる重要な計画だと感じるが、これについても他の案件と同様の方法で公表しているのか。

（事務局）そのとおりである。確かにマスタープランは重要な計画だと思うが、公表の方法は変えていない。

（委員）横須賀市市民パブリック・コメント手続条例（以下「パブコメ条例」という。）の逐条解説を読むと、公表方法として「政策等の案の周知は、必要に応じて広報紙への概要掲載、出前トーク、説明会等を活用する。」と記載されているが、これらを実施するかどうかは、どのような基準で判断しているのか。

（事務局）市として実施基準は特に設けておらず、担当課において実施方法を判断している。パブリック・コメント手続自体は基本的に同一の運用としているが、マスタープランの策定過程においては、本手続とは別に会議を開催したり意見を受け付けたりしており、その点では

手厚く意見聴衆を実施していると認識している。なお、最終的な策定案について市民から広く意見を聴取するという点は、他の案件と同様である。

(委員) 策定過程でパブリック・コメント手続とは別の意見聴取を行っているため、パブリック・コメント手続自体は基本的に同一の運用としている、という理解でよろしいか。

(事務局) そのとおりである。計画や条例への関心の程度や影響の大きさに応じて、必要な手続きを踏んでいる。そういった意味では、意見聴取の方法は案件ごとに異なっている。

(委員) 都市計画法上の事前の手続きの他に、パブリック・コメント手続も実施するということか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) 資料1の3ページ目「4 パブリック・コメント手続を実施しなかった案件」における「1 特に専門的知識を要するもの(パブコメ条例第5条第1項第3号)」に2件(旅館業条例及び公衆浴場条例に係る浴槽水の衛生措置の基準の変更)記載がある。同条第3項では「第1項第3号に該当し、パブリック・コメント手続を実施しない場合は、当該専門的知識を有する者の意見を聴くよう努めるものとする。」と規定されているが、これらの案件では当該意見聴取を行っているか。

(事務局) 横須賀市としては意見聴取を行っていない。本件は、国の基準変更に伴い市の基準を変更するものであり、国において専門家の意見聴取を経た上で基準変更が行われていることから、市として改めて専門家の意見を聴取しなくても支障はないと判断している。

(委員) 法律に対して条例で上乘せしたり横出ししたりということはないのか。

(事務局) これらの基準に関してはしていない。

(委員) パブコメ条例第5条第2項及び第3項に該当する案件が生じた時には、行政手続審議会において報告があるのか。

(事務局) そのとおりである。今回は該当する案件がなかったということである。

(委員) 横須賀市都市計画マスタープランの見直しについて、今年は専門家への意見聴取が実施され、計画に対して意見を述べられるようになった点は評価している。一方で、意見聴取後にどのような変更が行われたのかの報告がないので、対応方針だけでも示していただきたい。

(事務局) 担当部署にその旨を伝える。

ウ 許認可等の標準処理期間に関する規則の改正について(報告)

(事務局から、資料2に基づき、令和7年度における審査基準等の設定状況について報告を行った。)

<質疑応答>

(委員長) この事案について意見、確認事項、質問等あれば発言いただきたい。

(委員) 資料2の3ページ目6「高額医療合算介護予防サービス費の支給」について、ここだけ他に比べて90日ととても長いですが、どのような理由か。

(事務局) おそらく事務の実例が多くないことから、担当課における審査に時間を要しているも

のと考えられる。

(委員) 4ページ目 15「マンション建替え型総合設計制度による許可」及び16「長期優良住宅型総合設計制度による許可」のように、マンションの建替え等に係る処理期間であれば調査等の関係で60日かかるのは想像できるが、サービス費の支給においてなぜそこまで処理期間を要するのか。

(委員長) 委員の御指摘とおり、申請内容の審査に88日を要するのは、相当の事情がなければ考えにくい。申請者を約3か月待たせるケースは減多にないため、状況を確認の上、議事録を各委員に確認いただく際に併せて報告していただきたい。

(事務局) 承知した。

(委員) 15について、マンションの建替え等の円滑化に関する法律に係る許可の処理期間が60日というのは、とても早いと感じる。これだけスピーディーに対応できるのであれば、今後、老朽化したマンションが速やかに建て替えられるケースも増えると思うので、ぜひこのような運用を継続していただきたい。

(事務局) 承知した。

(委員) 3ページ目 1「介護医療院の開設の許可」からしばらく介護医療院の開設の許可関係が続くが、一般的に1及び2「介護医療院の変更の許可」のような、「開設の許可」あるいは「変更の許可」が同じ標準処理期間であるのは理解できるが、3「介護医療院の開設の許可の更新」のような更新事務の場合、同じだけ日数がかかるという例は極めて少ないと考える。大抵の場合、更新ではそこまで時間がかからないと思うが、開設及び変更の許可と同様に処理期間として14日を要するのは、許可を一から見直すのと同等の事務が必要である、という理解でよろしいか。

(事務局) 基本的にはそのように運用していると担当課からは説明を受けている。

(委員) 許認可等の他の事務で、更新の場合に処理期間を短縮している事例はあるか。

(事務局) 更新の事務の方が、当初の許可よりも処理期間が短くなっているケースはあると考える。

(委員) それだけ専門性が高いということなのかもしれない。当初の許可と許可の更新とで、本当に同程度の日数を要するのかを、チェックポイントとしていただければと思う。

(事務局) 承知した。

エ 審査基準等の設定状況について（報告）

(事務局から、資料3に基づき、令和7年度における審査基準等の設定状況について報告を行った。)

<質疑応答>

(委員) 資料3「②県条例等に基づく処分」については、審査基準の対象がすべて0件となっているが、例えば根拠が県条例等にあり、事務処理の特例に関する条例により横須賀市に権限が委譲されているような案件でも、処分の審査基準を設定すべき対象となる案件は全くないのか。

(事務局) 全くないわけではなく、いずれも県条例として法定基準が整備されているため、改めて市として独自の審査基準は設けていない案件である。そのため、対象は0件となっている。

(委員) 審査基準の設定の余地がないということは、裁量の余地がないということか。

(事務局) 基本的にはそのように考えている。

(委員) 条例では附票や別表等の中で基準が具体的に示されているのか。

(事務局) そのようなケースもある。もしくは、県の審査基準を準用して、それを法定基準として取り扱っているというケースもある。

(委員) 根拠が県条例にあることから県の基準をそのまま用いること自体に問題はなく、むしろ統一的な運用ができる点で望ましい。ただし、権限が委譲されている以上、形式上は単に県条例に従って処理しているのではなく、横須賀市として具体的な基準を設定しているものと整理すべきではないか。審査基準の設定状況において、法律等に基づく処分と県条例等に基づく処分とで、取り扱いが異なる状態になってしまっている。

(事務局) 委員長からいただいた御指摘を参考に、考え方を整理したい。

(委員長) その他御意見等あれば御発言いただきたい。

<意見等なし>

(委員長) 各委員からの意見を参考にして今後の適切な運用に努めていただきたい。

3 その他

4 閉会

以上で本日の議事を終了したので、委員長は11時20分に会議の閉会を宣した。